

## こんなときにご利用ください。

- お隣の方が、境界を越境して車を置いているのに、自分の所有地だと主張して困っている。
- 土地売買のため、お隣との境界を確認しようとしたら、主張が食い違い、争いになった。
- 境界の杭があるのに、隣の方にその杭は境界と認めないと言われ、トラブルになっている。当事者同士では話が進まなくて困っている。

## こんなときにはご利用になれません。

- 自分の所有地とお隣の所有地との境界を知りたい。(争いが無い場合は、別の解決方法を利用していただけます。)
- お隣との境界がおかしいので、いまやっているブロック工事をすぐにストップさせたい。(緊急性のある場合)



### 相談手続

15,000円(税別)申込人

### 調停手続

20,000円(初回/税別)申立人  
期日費用 10,000円  
(1期日ごとに原則当事者双方負担)

### 補助業務

調査・測量、鑑定業務については、必要に応じて見積もり対応させていただきます。

### 解決の価格による和解契約書作成に係る手数料

(和解が成立した場合)  
1,000万円未満(解決の価格)は……………20万円(税別)  
1,000万円以上5,000万円未満は……………30万円(税別)  
5,000万円以上1億円未満は……………50万円(税別)  
1億以上は、50万円に1億円を超える**価格の0.1%を  
加算した額(税別)**。

(解決の価格とは、紛争の対象となっている一筆地ごとの当額調停手続の申立書を受理した日における市町村の固定資産課税台帳に登録された価格を合計した額をいいます。)



あなたの土地と隣家の土地の境界で  
トラブルがおきたら……

まずはお電話ください。

境界紛争解決支援センターふくしま

TEL.024-535-3937



お問い合わせは

境界紛争解決支援センターふくしま

(福島県土地家屋調査士会館内)  
〒960-8131 福島市北五老内町4番22号

TEL.024-535-3937

FAX.024-535-7617

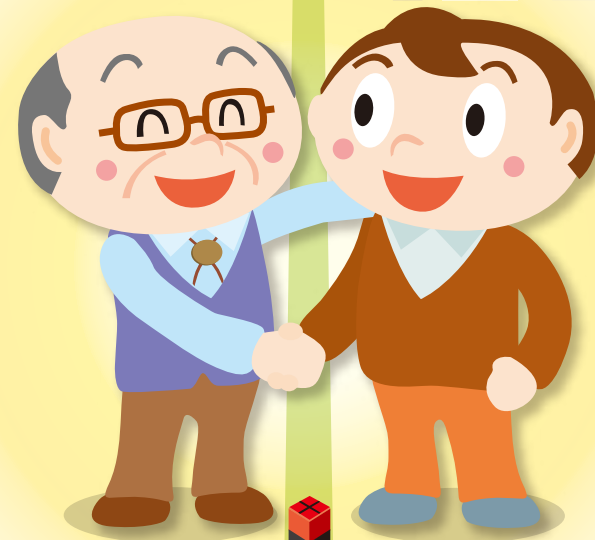
E-MAIL : [adrufukusima@fksimaty.or.jp](mailto:adrufukusima@fksimaty.or.jp)

HP <http://fksimaty.or.jp/>

境界問題が起きてしまったら!一緒に考えましょう。

# 境界紛争解決 支援センターふくしま

~ご利用案内~



福島県土地家屋調査士会  
境界紛争解決支援センターふくしま

# いままでの境界問題解決方法は……

訴訟

裁判

判決の場合

その後……こんな場合も



# 「境界紛争解決支援センターふくしま」の目指す解決方法は……

相談

話し合い

和解

その後も仲良く……



困った時に助け合えるお隣同志でありたいですね。